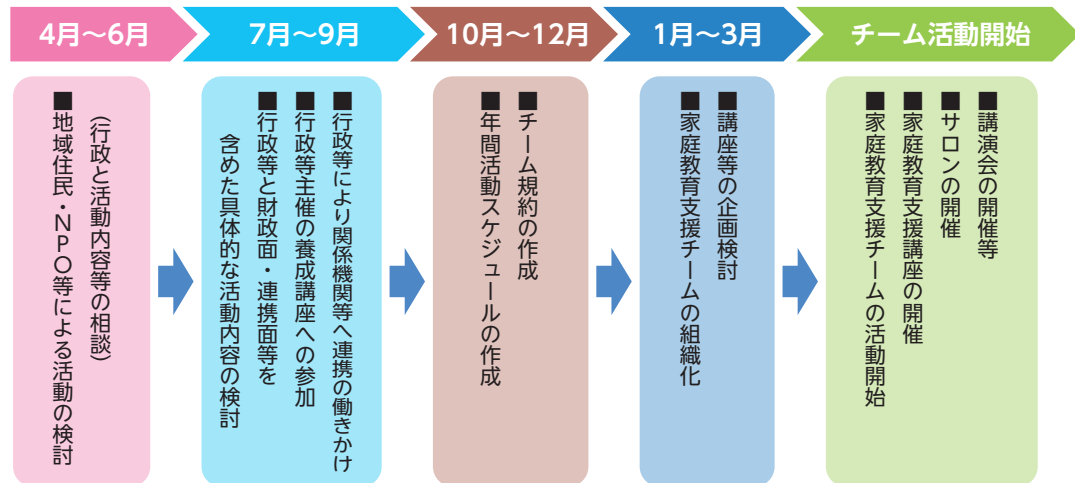


1. 地域住民等の主導によりチームの組織づくりを進める方法

- 地域住民・子育て支援関係団体がチームの組織づくりを進める場合、例えば、①都道府県等の子育てサポーター養成講座を受講した地域住民が核となり組織する方法や、②既に地域で活動している様々な子育て支援団体、サークル活動等の全部や一部をチームとして位置付け、組織する方法などが考えられます。

※例えば4月から検討をスタートした場合（4月以外からもスタートできます。）



2. 行政との相談

- 活動を検討する上で、地域のニーズに応じた活動内容や財政面の問題、地域の様々な子育て関係機関との連携などの検討も考えられます。より円滑に活動をスタートしていく上で、地域の家庭教育支援行政担当者と事前に相談をしながら、活動内容を検討する方法もあります。
- また、活動を進める上で、地域の保護者等との信頼関係を構築することは重要です。信頼確保の観点からは、行政と連携しての取り組みや、文部科学省の「家庭教育支援チーム」の登録制度（P.34 参照）を活用することも有効です。
- なお、都道府県等が主催する、家庭教育支援に関する専門的な知識・技術や実践的な活動を推進するための講座などに市町村を通して参加することで、資質の向上を図っていくことも考えられます。

3. 「家庭教育支援チーム」の組織づくりを進めるために必要なこと

- チームは、必ずしも法人格を有している必要はありませんが、チームとしての信頼性を高める観点から、例えば、チームのメンバー、活動内容・場所、チーム員の身分・責務の明確化や、チーム員の定例的な集まりなどについて一定の決まりを作ることも重要です。

【参考】

福岡県新宮町 rainbow house 会則

第1条 名称

この会は「rainbow house」と称す

第2条 目的

1. 子育て中の親、これから親となる方々へ、親として大切なこと・やらなければいけないことを、様々な体験を通して伝えていく
2. 未来を担う子ども達が、正しい基本的生活を身につけのびのびと育っていける環境となるよう、親はもちろん地域全体で育てていく

第3条 活動

この会は目的を達成するために次の活動を行う

1. 子どもからお年寄りまで全ての世代の人と交流で様々な体験をする活動
2. 楽しく子育てを行えるよう伝えていく活動
3. その他、目的を達成するために必要な活動

第4条 事業

1. 子育てひろば
2. 保護者のイベント
3. 子育て相談
4. 一時預かり

第5条 会員

本会の趣旨に賛同した個人及び団体

第6条 運営

1. 事業に伴う収入
2. その他の収入

第7条 解散

この会は次にあげる事由により解散する

1. 役員欠亡により会の運営が困難になったとき
2. この会が解散した時に残存する資金は全額寄付とし、寄付先は話し合いの上決定する

(附則)

この会則は、平成20年4月1日から施行する

本改訂版は、平成25年4月1日より施行する

- なお、チームの名称を、みんなが親しみやすいものにすることで、支援のハードルを低くし、保護者等との関係をつながりやすくすることも考えられます。

※このほか、前述の【Ⅲ.「家庭教育支援チーム」のつくり方と活動に当たっての留意点（行政職員向け）】が参考となります。(P.8 参照)